

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 月 29 日

各都道府県援護主管課  
特別弔慰金担当者 殿

厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係

### 次期特別弔慰金に係る連絡事項について

特別弔慰金及び各種特別給付金の審査・裁定事務等につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正については、現在政府内で調整を進めているところです。改正法案について今後国会において審議され、成立した場合に備え、次期特別弔慰金について、下記のとおり連絡しますので、都道府県におかれましては事前準備をお願いします。

### 記

#### 1 特別弔慰金事務処理マニュアル（案）の送付について

「特別弔慰金事務処理マニュアル」の改訂版（案）（電子版）を別添のとおり送付します。

記載内容の詳細については、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金施行事務等説明会」（本年 2 月 17 日（月）開催予定）において、説明します。

現時点における（案）のため、今後変更となる可能性がありますので、取扱いには留意されるようお願いします。

#### 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金施行事務等説明会の実施について

説明会は以下の日程で、Teams で開催いたします。

##### （1）開催日時：令和 7 年 2 月 17 日（月） 13:30～15:30（約 2 時間）

※ 予備日は設けませんので、可能な限りご参加いただきますようお願いいたします。

##### （2）開催方法：Teams（URL は事前にメールにてお知らせします）

※ 後日、説明会の動画を配布予定です。

##### （3）説明会参加意向の返信期日：令和 7 年 2 月 7 日（金）17:00 まで

※ 返信には次の事項をメール本文にお書きください。

- ① 都道府県名
- ② 参加・不参加
- ③ 参加の場合の出席者情報（最大2名まで）

ア 役職名：                      イ 氏名：

※ ネット環境を安定させるため出席者は最大2名としております。端末が2台以内であれば、複数人で視聴することに制限はありません。その場合は端末毎の代表者の情報を記載してください。

- 提出・照会用アドレス XXXXXXXXXX
- 照会先 厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係  
電話 03-5253-1111 内線 XXXX、XXXX (XXXX、XXXX)

### 3 第十一回特別弔慰金受給者リスト・第十回特別弔慰金受給者リスト（以下、「前回・前々回受給者リスト」という。）の送付について

前回・前々回受給者リストについては、令和7年1月29日以降順次、厚生労働省より援護システムの「ファイル送受信システム」から送付します。

当該リストは、特別弔慰金請求受付時や特別弔慰金請求書の差し込み印刷等における利用が想定されますが、個人情報保護の観点から、取扱いについては内容の秘密保持を図るとともに、特別弔慰金施行事務以外の用途に使用しないこと及び善良なる管理者の注意をもって適正に管理することを徹底していただくようお願いします。

また、市区町村に当該リストを提供する際には同じく注意喚起をお願いします。

#### （1）前回・前々回受給者リスト

##### ① ファイルの構成

「前回受給者リスト」及び「前々回受給者リスト」ごとにア～ウの3種類のファイル構成となっています。

- ア 市区町村毎に分割する前のファイル（1ファイル）
- イ 市区町村毎にシートを分割したファイル（1ファイル）
- ウ 市区町村毎にファイルを分割したもの（管内の市区町村数分のファイル）

##### ② リストの項目

別添「次期特弔前回（十一回）・前々回（十回）受給者リスト項目」のとおり

##### ③ 留意事項

データは令和6年11月の発行請求分までのものです。同年12月以降に発行請求した情報は含まれていませんので、ご注意ください。

#### （2）差し込み印刷用のマニュアル等

##### ① ファイルの構成

- ア 差し込み印刷マニュアル（PDF）

## イ 差し込み印刷用テンプレート（Word）

### （３）留意事項

- ・ 差し込み印刷用テンプレートのフォントは、「住基ネット明朝」を設定しています。フォントを変更した場合、印刷時に文字化けが発生する可能性がありますので、フォントは変更せずに利用してください。
- ・ 文字枠の位置は予め調整済みですが、プリンタによっては位置がずれる可能性がありますので、適宜調整してください。
- ・ 前回・前回受給者リストは、「住基ネット明朝」がインストールされている援護システム端末から「住基ネット明朝」がインストールされていない端末に移動させた場合、特定の文字が文字化けすることが確認されていますので、予めご了承ください。

### ４ 特別弔慰金の手引（案）について

「特別弔慰金の手引」の改訂版（案）については、市区町村の職員が使用することを前提として改訂作業を行っており、本年２月中に都道府県へ電子媒体を送付する予定です。